エジプトにおける先買権と土地所有権

堀 井 聡 汀

序論

- I エジプトの先買権立法
- Ⅱ 「用益物権」とイスラーム的所有をめぐる問題
- 永代賃貸借および家族ワクフの制限結論

序論

本稿は、イスラーム諸国の近現代法とイスラーム法の関係の批判的考察の一環として、エジプトにおける土地所有権(milkまたはmilkiyya)をめぐる若干の問題を先買権(shufa)制度との関わりで考察する。以下、その理由を述べる。

エジプトは7世紀半ばのアラブ人による征服 以降、前近代を通じてイスラーム法の支配に服 していた。イスラーム法とは、宗教による実社 会の規律を説くイスラームの教義に照らして, 神を立法者とする不文法として発展した法であ り、その内容は国家による制定化に服すること なく,個々の法学者による啓示およびこれに準 ずる法源の解釈に委ねられた。特にエジプトを 含むスンナ派 (イスラーム多数派) 世界では、 イスラーム法は4つの法学派(マーリク派,ハ ナフィー派,シャーフィイー派,ハンバル派)そ れぞれの学説の体系によって表現され、かつ各 派の体系も完全に統一されてはいなかった(注1)。 後述のように、このイスラーム法のもとでは、 すでに8世紀において、大部分の土地を国有地 とみなし, ゆえにこれら土地の外観上の所有者

は,国家に用益地代を支払う限りで土地の占有 ・使役を認められる用益権者にすぎないとする 学説が登場し、以後の国家の土地・税政策を規 定した。この事実に照らせば、19世紀にオスマ ン朝 (1299~1922年), また公式にはその支配下 にあったエジプトを中心に開始された国家と法 の近代化が、土地の私有を認めない特殊イスラ ーム的制度を否定し、土地について個人の無制 約かつ絶対的な支配権という意味での近代的な 私的所有権の導入・確立を図るプロセスであっ たと考えることは容易である。だが、加藤博は、 この問題に関する重要な先行研究のなかで, い みじくも次のように述べている。「いわゆるエ ジプトにおける『私的土地所有権』の確立なる ものは、それまでのエジプト土地法体系では知 られていなかった新たな権利を付与する類の措 置ではなく、それまでの農民の土地保有・処分 慣行を法的に追認し, 近代的体裁をまとって実 定法として成文化するという、法形式上の操作 に過ぎなかった (以下略)」[加藤 1993, ii]。 それはなぜなら、イスラームの国有地理論は文 字通り国家による所有・生産関係の支配を目的 とするものではなく、国家が徴税権を確保する ために設定したフィクションであっただけでな く,後述のように、エジプトでは前近代におい てすら、土地の所有とその処分は、単なる「慣 行」の領域を超えて、イスラーム法において承 認されていたからである。

いずれにせよ加藤 (1993) によれば、近代エジプトにおける土地所有権の問題とは、その確立ないし創設ではなく、むしろ土地所有権をめぐる逆説的な現象にある。その現象とは、土地の私的所有権の不存在という前近代におけるフィクションが、近代に入って逆に法的また歴史的な事実であるとされ、近代化がまさに「私的土地所有権」の確立のプロセスとして標榜・認識されたことである。そしてこのプロセスにおいてむしろフィクションと化した「私的土地所有権」は、「ひとつの時代のイデオロギーとして、現実の国家の政策においてはもちろんのこと、学問研究の施行枠組においても大きな影響力をもった」[加藤 1993, iii]。

結論からいえば、エジプトの先買権は、「私 的所有権の確立」を含む,時代によって変化す る土地所有にまつわるイデオロギーないし政策 を反映することによって存続してきた制度であ ったと思われる。このことを明らかにする意義 は、つぎのように集約されよう。先買権はイス ラーム法に由来する,土地の所有権取得手段の ひとつとみなされ、エジプトを含むいくつかの アラブ諸国(イラク,レバノン,リビア)では, 現行法に至るまで継受されている。このことは, それ自体がひとつの興味深い事実である。とい うのも、19世紀に始まるイスラーム世界の法の 近代化そのものが国家による統一的な制定法の 導入, ひいてはイスラーム法の排除を意味し(冒 頭で同法について説明したように,同法それ自体 が制定法たりえない), せいぜい同法を構成する 学説の一部が制定法の特定の規定に反映される ことがありうるにすぎなくなったが、そのなか で宗教的な影響がもっとも強い身分法(家族・ 相続法)の領域に関しては、西欧モデルのドラ

スティックな近代化が否定され, 立法上もイス ラーム法の影響が強く残ったのに対し(注2). そ れ以外の分野は西欧法を立法の主たる準拠とし. 明示的にイスラーム法に由来する制度は限定的 となったからである。さらに、そのような制度 のひとつである先買権は、後述のように、前近 代のイスラーム法の学説においても種々の弊害 を有するとされ、ゆえに本稿で扱うエジプト民 法への導入に際しても大きな議論を呼んだ。以 上のことから, 先買権があえてエジプトの近現 代法に踏襲されたのは、制度の特殊イスラーム 的な性質によるものではなく, 何らかの政治的, 経済的、ないし社会的原因によるものと推察で きる。しかし、このようにイスラーム法の影響 をその個別的な原因に遡って具体的に明らかに するという研究は、管見の限りまだみられない。 むしろイスラーム諸国の近現代法に関する従来 の研究において、同法の影響は、19世紀に支配 的となった法の近代化という方向性を多かれ少 なかれ相対化する, 法のイスラーム化の指標と して捉えられ, エジプト民法についても, 近代 法とイスラーム法の調和 [Hill 1987, 1-4] であ るとか, ないし法の近代化に対する法のイスラ ーム化の途上段階 [Arabi 2001, 190] であると か、要するに法の徹底した近代化とイスラーム 化の中間であるという, 位置づけ論に終始して いる。しかし、法のイスラーム化というものが、 この種の議論から推察されるように、法に対す る宗教の影響またはイスラーム法に忠実な立法 を指すのであれば、それが果たしてその通りで あるかは、単に当該立法がイスラーム法をひと つのまたは主要な準拠としているという事実の みならず、具体的規定に遡って検証されねばな らない。なぜなら、少なくとも本稿で扱う先買

権は、たしかに制度としてはイスラーム法に由来するものの、それは上述のように宗教とは別次元の要因により近現代立法に取り込まれ、またその結果エジプト固有の新たな制度に転化し、イスラーム法との関連性はむしろ希薄になったといえるからである。ゆえに、ある立法がイスラーム法を準拠としているからといって、必ずしも法のイスラーム化の事例とは評価できず、むしろ個別具体的な規定に遡って、イスラーム化の「質」が問われねばならない。

以下では、まずイスラーム法における先買権 規定と近現代エジプトにおける関連立法を比較 した後、その相違の歴史的意味を個別的に考察 することにする。

I エジプトの先買権立法

1. イスラーム法における先買権

エジプトの先買権に関する近現代立法は、イスラーム法に由来する他の問題と同様、全体としてスンナ派四法学派のうち、ハナフィー派の学説を主たる準拠とする。これはエジプトが、ハナフィー派を公式の法学派に指定したオスマン朝の属領だったことに由来する。ゆえにエジプトの先買権関連立法を概観する前に、まずハナフィー派を中心に、イスラーム法における先買権について簡単に説明しておきたい。

まず先買権とは、不動産(aqār:イスラーム 法では原則として土地。家屋その他の建物は動産 とみなされ、土地と一体で取引される場合のみ付 随的に不動産とされる。地上権をともなうとされ る建物に関する例外規定については次節参照)が 売却されたとき、その時点で一定の条件を満た す者(先買権者)が買主に代わってその代金を 支払うことにより、買主からこれを取り上げる ことができる権利を指す。この権利は、買主が 先買権者の請求に応じれば別として、大抵は裁 判上行使されることになる。この先買権者とは, ハナフィー派によれば以下の順位で4種類ある。 (1) 合有的共有者, つまり売却不動産をその売 主と未分割のまま共有する者 (ゆえに売主は自 己の割合的持分を売却したのである)。(2) 売却 不動産の一部の共有者。典型的には、売主と共 同で建てた塀を境に土地を分割したが, 塀およ びその直下の土地部分については未だ合有関係 にある者 (この場合、塀は直下の土地部分に付随 して「不動産」とされる) [al-'Aynī 1420 (ヒジュ ラー暦) /2000, 刈, 287]。(3) 地役権(ḥaqq alirtifāq) 者, つまり売却不動産に面した道路や 水路(ただし公共のものを除く)の通行権や水利 権等のみを有する者。これも典型的には、すで に共有地が分割され, ただ通路や水路は共用し ている者を指す [al-'Aynī 1420/2000, XI, 275]。 (4) 隣接所有者 (jārまたはjār mulāṣiq), つまり 売却不動産に隣接する不動産の所有者。これに は分割後の共有者以外も含まれるが、学説の本 来の目的は, 共有地が完全に分割され, 通路等 の共用関係すらないような共有者でも, 分割後 の持分が物理的に接し合う条件で先買権を与え ることだったと解釈する余地がある。なお、ハ ナフィー派以外の法学派は、先買権者を(1)に 限定する。なぜなら、先買権の制度趣旨は共有 関係上の損害の防止であるとされるところ、こ れら法学派は、その損害とは特に不動産が未分 割の場合, その一持分の買主が赤の他人である 従来の共有者に早晩請求すると思しき分割によ って生じる、出費等の負担に尽きると解釈する からである。しかるにハナフィー派は, 共有関

係とは共有者の権利と権利の相隣関係であるとして、そこでの損害も広く解釈し、他人同士が並んで土地を所有または使用する状況で生じうる、物理的・心理的な損害すべてを含める。ゆえに同派によれば、分割後の共有者も一定の条件を満たせば先買権者に含まれるのである[堀井 2006, 37-42](注3)。

このように、ハナフィー派と他の法学派では、 先買権の範囲について意見を異にするが、以下
 の議論との関係で、つぎの2点を確認しておき たい。第1に、先買権の目的は、不動産の全部 であるか一部(持分)かを問わず、原則として 土地の所有権である。ゆえに所有権以外の物権 や賃借権、地役権等は先買権の目的たりえない。 また土地であっても性質上, 何人もこれを所有 しない土地 (例えば後述のワクフ地) は、そも そもその売却が無効であって, 先買権の目的に はなりえない。第2に、先買権の原因は、やは り土地の所有権である。すなわち先買権者が共 有者なら売却地の共有権ゆえに、隣接所有者な ら隣接地の所有権ゆえに先買権を有する。もっ ともハナフィー派は売却地の地役権者も先買権 者に含めるが、上述のようにこれは本来の共有 者に準じてである。ゆえに原則として, 売却地 について所有権以外の権利を有する者(例えば 賃借人,質権者等)は先買権者たりえない。ま た、所有者を欠く土地については当然に、この 土地を原因とする先買権者も存在しない。

しかし注意すべきは、いずれの学派も、先買権が不動産取引の安全を害し、また買主の権利の侵害を含むとの観点から、種々の要件を通じてこれを制約する傾向がみられたことである。特に先買権をもっとも広く認めるハナフィー派はもっとも厳格な要件を定めており、これらは

エジプトの先買権立法にも拡充的に反映された [堀井 2006, 42-47](注4)。

2. エジプトの先買権立法の変遷

(1) 旧民法

イスラーム法における制約傾向にもかかわらず、先買権はエジプトにおいて、19世紀以降の法の近代化の過程においても一貫して立法のなかに存続してきた。

エジプト最初の先買権立法は、旧民法にあた る混合裁判所民法(1876年発布)および国民裁 判所民法 (1883年発布) である。エジプトは1517 年にオスマン朝に併合されたが、ナポレオンの エジプト占領の余波に乗じて総督に就任した将 校ムハンマド・アリー (在位1805~48年) が同 朝の追認を得ると,以後エジプト共和国成立 (1953年) まで、彼の一族がその地位(1867年 よりヘディーブないし「副王」に昇格)を世襲す る,半独立的な支配体制の礎が築かれた(いわ ゆるムハンマド・アリー朝, うち1914~22年イギ リス保護領,22年エジプト王国として形式的独 立,36年完全独立)。後述のように、エジプトで はムハンマド・アリー自身が近代化政策を推進 した。だが、特に法制度については、宗主国オ スマン朝の国政全般にわたる一連の近代化政策 (タンズィマート改革, 1839~76年) におけると 同様の根本的な改変は1870年代に始まり、近代 的裁判所の創設とその適用諸法の制定に至る。 うち混合裁判所 (mahākim mukhtalita, 1874~75 年) は外国人とエジプト人の判事から構成され, 外国人を当事者に含むすべての民事・商事事件 を管轄し、フランス法をモデルとする諸法を適 用した。国民裁判所(1884年, maḥākim ahliyya, 1936年よりmaḥākim waṭaniyya) はシャリーア (イ スラーム法) 裁判所と並んでエジプト人同士の

訴訟を管轄し、うちシャリーア裁判所の管轄は 概ね身分関係とワクフ(寄進,詳しくは第Ⅲ節 第1項参照)に関する訴訟に限定された(1897 年)。国民裁判所法は混合裁判所法に倣って制 定された(シャリーア裁判所への制定法導入につ いては注2参照)[堀井 2004, 210-214, 217-230]。 さて, 混合・国民裁判所民法は, 先買権者の 種類と順位については、合有的共有者(第94/69 条)と隣接所有者(第99/73条)をそれぞれ第2 位, 第3位とする。第1位の先買権者について は、第93/68条は以下のように定める。「他人に 自己の土地を貸し (prêter, アラビア語a(āra), そこでの建築または植栽を許可した者は,貸借 期限満了前であっても、買主が支払うべき代金 の支払の提供により、先買権を有する」(注5)。こ の趣旨は、土地の借主が貸主の許可を得て建て た建物や, 植えた作物を第三者に売却した場合, 貸主がこれらを先買権で取得できるものと解さ れている [Mursī 1932, 593-594]。もっともア ラビア語a⁽āraを厳密に解せば、この「貸主」と は他人に土地を「無償で貸した」者、つまり使 用貸主を指す。しかし混合・国民裁判所民法典 ともに原文はフランス語で起草されたため,規 定の文言に疑義が生じた場合にはフランス語を 基準に解釈するのが通則であった^(注6)。ゆえに 同条の「貸主」は、かかる趣旨を含まないフラ ンス語の文言から、使用貸主に限定されないと 考えられる^(注7)。そうだとすれば,同条はむし ろ古典イスラーム法においても大いに議論され た, 土地借主の建物が先買権の目的・原因たり うるかという問題を規定したものと考えられる。 この点, 前述のように, 先買権の目的は原則と して不動産(土地)であり、建物はそれ単独で

は動産であるから, 先買権の目的にも原因にも

なりえないところ、マーリク派は先買権の目的 に関する限り、建物等の一部の動産を含めてい る。ゆえに同条はこのマーリク派の学説を採り 入れたものともいわれる [Mursī 1932, 593]。 ハナフィー派においては、16世紀には、特に後 述の永代賃借地に永代賃借人が建てた建物に関 する限り, 先買権の目的また原因たりうるとの 学説が有力であった。その根拠は、この場合の 建物は、永代賃借権のいわば物権的な効力(第 Ⅲ節第2項参照)としての地上権(ḥaqq al-qarār) をともなうと考えられるため、不動産とみなさ れることである。ただしエジプトに関しては、 同派の学説は分かれていた [Ibn 'Ābidīn 1412/ 1992, VI, 217-219;堀井 2006, 54-55]。いずれ にせよ、旧民法上のこの条文は、次にみる先買 権法には継承されなかった。

(2) 先買権法

このようにイスラーム法にほぼ忠実であった 旧両民法の先買権関連規定はしかし、実務上の 不備を理由として失効し, 先買権に関する特別 立法によりカバーされることになった (混合裁 判所につき1900年、国民裁判所につき1901年発布)。 この通称「先買権法」から、エジプトの先買権 規定は大きく変化する。最大の変化は、先買権 の範囲拡大である(注8)。すなわち古典的な先買 権者たる合有的共有者 (第1条A項), 隣接所有 者に加え(第1条B項),土地の用益物権者(sāhib ḥaqq al-intifā⁽, 第3条) と虚有権者 (mālik alragaba, 用益物権等の他人の権利の存在によって, 自己の所有物の現実の使用・収益をなしえず, 処 分権のみを有する名目的所有権者)が,共有者に 準じて先買権者とされた (第2条)。つまり用 益物権売却時には虚有権者が用益物権を、虚有 権者売却時には用益物権者が虚有権を、先買権

に基づいて取得できる。順位は(1)虚有権者,(2)合有的共有者,(3)用益物権者,(4)隣接所有者である(第7条)。こうして,先買権の原因・目的を土地の所有権に限定する古典的原則に反し,用益物権が先買権の原因・目的に加えられた。他方,隣接所有者の先買権は逆に大きく制約され,原則として建物または建築用地を目的とし,農地については(1)自己の所有地と当該農地のあいだに一方または双方のための地役権が存在するか,(2)自己の土地と当該農地とが2箇所で接し,かつ自己の土地の価額が農地の価額の半分以上である場合にのみ先買権が認められた。以上の制約も古典イスラーム法には由来しない[堀井 2006,55-56]。

(3) 現行民法

先買権法は混合・国民裁判所民法典の部分的改正法のひとつであった。だが、エジプトのイギリスからの完全独立(1936年)に際し、1949年10月15日をもって混合裁判所を廃止する旨が決定されたのを機に、国民的な司法の一元化に向けて両民法の全面的改正作業が開始された[堀井2004、214-216]。その結果誕生した現行民法は、先買権に関する限り、旧法である先買権法を基本的に承継しつつ、若干の改正を施した。これらの改正は総じて先買権の制約を目指す目的で、先買権法の同趣旨の規定、主として先買権行使の手続をより厳格化したものとされる[al-Sanhūrī 2004、IX、460-462、注4参照]。

しかし他方,先買権の範囲は先買権法よりも拡張された。すなわち同法第936条は,先買権法にいう先買権者——用益物権者と虚有権者(この場合は用益物権の設定者),共有者,隣接所有者——に加え,永代賃借人と虚有権者(この場合は永代賃貸人)に先買権を付与した(同条

D項)。よって永代賃借権の売却時には虚有権 者が永代賃借権を、虚有権の売却時には永代賃 借人が虚有権を、先買権に基づいて取得できる。 つまり用益物権と同様に、永代賃借権も先買権 の原因・目的とされることになった(注9)。

3. 土地所有権をめぐる政策と先買権—— 「所有権の再統合」の意味——

このように先買権法・現行民法を通じて、エジプトの先買権制度は古典イスラーム法に比べて大幅に拡張されたが、この拡張はエジプトの「経済・社会的必要性」に基づくものと認識されていた [Wizārat al-'Adl n.d., VI, 361欄外] (注10)。この必要性とは、土地「所有権の再統合」ないし完全所有権の回復という両法共通の立法趣旨に集約される [Wizārat al-'Adl n.d., VI, 343; Mursī 1932, 597; Sanhūrī 2004, IX, 542]。つまり虚有権と用益物権や永代賃借権、または隣接地間の地役権が先買権者たる同一人に帰すれば、他人の権利に制約されない土地の完全な所有権が実現し、それこそが先買権の主たる存在意義であるという [Wizārat al-'Adl n.d., VI, 360欄外, 362欄外; 堀井 2006, 60]。

たしかに、先買権法・現行民法が先買権に与えた、この「所有権の再統合」という新たな立法目的は、両法を繋ぐ1920~30年代の判例においても先買権の制度趣旨として認知されている。例えば国民控訴院1926年6月10日判決(al-Muḥāmāt 7/3、1926、No.154、215r)によると、先買権が存在するのは、共有・相隣関係上の損害の防止という古典的な趣旨と同時に、「先買権者と売主の不動産のあいだに所有権を統合した方がよい程の結びつきを生ぜしめている物権(ここでは用益物権や隣接所有者間の地役権)」をいっそ解消する趣旨である。つまり、用益物権

は後述のように目的物をその所有者以外の者が 占有・使用収益する権利であり、また地役権は 他人の土地上の日常的な通行等を目的とする権 利であって、かかる権利関係上の紛争が発生し がちなだけでなく, 物権の存在が土地の価値を 減ずるという経済的問題もあり、ゆえに物権の 保有者・所有者のいずれかが目的たる土地を完 全に所有するほうが合理的な場合があるという ことである [Cf. Wizārat al-'Adl n.d., 360欄外]。 ただし, 上記判決の事案にしてもそうだが, 次 節にみるように、この新たな制度趣旨が実際に 問題となったケースはほとんど存在しない(注11)。 このことからも,「所有権の再統合」は先買権 をめぐる法的現状から導き出されたというより. むしろ先買権法・現行民法制定当時の文脈でそ れぞれ異なる,政策的意図と結びついていると 推察できる。以下ではこのことを「所有権の再 統合 | の主眼となった用益物権と永代賃貸借と の関係で検討したい。

Ⅱ 「用益物権」とイスラーム的所有を めぐる問題

1. 用益物権に関する先買権規定の問題点

先買権法第2条(注8参照)が導入した,用 益物権を原因・目的とする先買権は,先買権立 法のなかでも最大の謎といえる。というのも, 少なくとも同法の制定から比較的後の法律家に とって,この規定の存在意義はもはや不明だっ たからである。例えば旧民法時代の先買権研究 の権威で,現行民法典の第1次編纂委員会にも 加わった,当時カイロ大学法学部長のムハンマ ド・カーミル・ムルシー [Wizārat al-'Adl n.d., I,5-6,5n.2参照] によれば,先買権法全体

の趣旨は古典イスラーム法の精神に照らした先 買権の制約であるのに (上述のように、現行民 法はこの制約を強化した。注4参照), 逆に新た な種類の先買権を付加することによって制度を 拡張した理由は理解できないだけでなく [Mursī 1932, 603], エジプトでは用益物権の設定自 体が稀であるため、用益物権を原因や目的とす る先買権を定める実益もないという「Mursī 1932, 604 n.1]。現行民法によるこの規定の継 受に対しても,同様の理由からの反対があった [堀井 2006, 57]。現行民法の注釈によれば、 エジプトで用益物権との関連で現に問題となる ケースはほぼひとつとされる。それは、ある者 が自らの生存中は自らが目的物を使用・収益す る権利を有する条件で, 自己の子や配偶者に財 産を売却するという、古典イスラーム法におい ても周知のケースである。しかし、注意すべき は、このケースは人が自己の財産上に他人のた めの用益物権を設定するという, 用益物権本来 の事例ではなく、特定の相続人への遺贈を制限 するイスラーム法の相続規定(近代以降も継承 された。注2参照)を脱法するための仮装売買 に過ぎず [al-Sanhūrī 2004, IX, 1197], ゆえに その有効性が現行民法以前の判例でも争われた (例えば国民控訴院1920年4月13日判決および同 1921年11月14日 判 決, al-Muhāmāt 2/5, 1922, No.63, 64.なお, 現行民法第917条によれば, か かる売買は当事者の反証なき限り遺贈と推定され る)。以上に対し、筆者が調べた限り、用益物 権を原因・目的とする先買権自体が問題となっ た判例はなく, 現行民法の大部な注釈ですら, 通常ならば膨大に引用する、過去の判例をまっ たく挙げていない。

ではなぜ用益物権は先買権の原因・目的に加

えられ、またその根拠とされる「所有権の再統 合」ないし完全所有権の回復とは、何を意味し たのか。ついては未だ仮説の域を出ないが、結 論を先に述べておきたい。第1に,次項にみる ように、近代法的な「用益物権」(hagq al-intifā⁽⁾) という概念は、この言葉が制定法に導入された 19世紀の段階では確立しておらず,むしろイス ラーム法的な理解にしたがい、物権か債権かを 問わず、およそ物の用益を目的とする権利を指 していた可能性がある。第2に、そうした意味 での用益権を原因または目的とする先買権の導 入は, 国家がイスラーム法を根拠とする国有地 理論に基づいて土地所有者を「用益権者」と規 定したうえで,彼らに土地所有権を段階的に解 禁するという形で展開した,19世紀における一 連の土地・税政策の過程で浮上したと考えられ る。すなわち先買権法にいう「所有権の再統合」 とは, 土地の所有権から用益権を分断し, 前者 は国家に、後者は個人に属するとする擬制の下 での「用益権者」による完全所有権の回復を指 していた。要は、結局のところ、いわゆる用益 物権が先買権の原因または目的となる、という 規定は本来,後世の法律家がその文字通りの意 味から想定する事例をそもそも想定していなか った、と考えられるのである。以下、この2点 について検討する。

2. イスラーム法の「用益する権利」との齟齬 まず、これまで「用益物権」と訳してきた "ḥaqq al-intifa"とは、イスラーム法において はその文字通りの「用益する権利」という、よ り一般的な意味で言葉としては存在していたが、 近代以降は新たな法概念としての用益物権を指 すようになった。この用法は現行エジプト民法 については明らかである。用益物権の定義につ いては、同法自体は掲げていないが、立法者はフランス法の定義に従っている。それによると、用益物権とは、「他人の所有物につき、その原状を維持し、用益物権の終了時には所有者に返還する条件で、これを用益することを目的とする物権であり、用益物権者の死亡により確定的に終了せねばならない」とされる [al-Sanhūrī 2004, IX, 1189]。一言でいえば、用益物権とは、所有権のメルクマールである3つの構成要素一一使用権、収益権、処分権――のうち、使用権と収益権を奪い、所有権を目的物自体の処分権のみとする。こうして実質を失った所有権は、虚有権(ḥaqq al-raqabaないし単にラカバ)と呼ばれるのである [al-Sanhūrī 2004, IX, 1190]。

しかし, 元来イスラーム法においては, 近代 法にいう「用益物権」に厳密に相当する概念は なかった。なぜなら、第1に、同法においては 近代法的な債権と物権という権利の分類が存在 せず、したがって「用益する権利」が賃借権の ように目的物の単なる使用を賃貸人に請求しう る債権であるか、またはこのような他人の介在 なしに目的物自体を直接支配し、その使用およ び収益をなしうる物権であるかは、用語上区別 されているわけではない。第2に、同法におい てはそもそも「用益する権利」の目的とされる, 用益によって生じる物の利益ないしマンファア (manfa'a) それ自体は財物ではなく、ゆえに「用 益する権利」も独立の権利の範疇ではない。す なわち同法は物をそれ自体 (ラカバ。上述のよ うに近代法では虚有権の訳語)とマンファアに分 け, それぞれに所有権が成立しうるとし, ラカ バの所有とマンファアの所有を併せて完全所有 権 (milkないしmilkiyya) と定義し, このミルク ないしミルキーヤ権が近代的意味での所有権,

つまり所有者による自由な使用、収益、処分を メルクマールとする目的物の絶対的な支配権に あたる。だが、このように完全な所有者の下で 実現する観念的なマンファアの所有は別として, ラカバを欠くマンファアのみの所有権は, その 目的で特に合法化された一定の契約(賃貸借や 後述のワクフなど)上の権利としてのみ成立す る「柳橋 1998, 16-18]。つまり賃借人の権利や ワクフ受益者の権利等とは別に、用益物権なる ものがその名目で設定されることはない。例外 は必ずしも契約によらない地役権であるが、イ スラーム法ではこれらの権利の存在に言及され ることはあっても, 法学書では通常, 独立の権 利としては扱われない。またマンファアの所有 権が基本的には契約上の権利である限り、その 範囲は、当該契約の性質や、当事者の合意によ って異なる(物権でも債権でもありうるし、また 後述の永代賃貸借におけるような中間的形態もあ る)。

イスラーム法上の「用益する権利」のこのような曖昧さは、旧民法によるこの言葉の定義、すなわち「虚有権が他人に属する物を使用・収益する権利」(国民・混合裁判所民法第13/29条)に反映されているようである。なぜなら、この言葉が用益物権を指すという近代的用法を前提とする現行民法の立法者からすれば、この定義は、債権・物権を問わずおよそ用益を目的とする権利がすべて含まれるために「必要以上に広すぎる」点で [al-Sanhūrī 2004, IX, 1188], むしろイスラーム法の「用益する権利」にあてはまるからである。

このように、19世紀の段階では、イスラーム 法的な「用益する権利」がいまだ近代法的な概 念によって充分に咀嚼されていなかったと考え

られる証左として、旧民法と同時期のムハンマ ド・カドリー・パシャ (1886年没) (注12) による 『ム ルシド・アル=ハイラーン』[Muhammad Qadrī 1424/2003] を挙げておこう。この著作は、イ スラーム法のうち債権・物権法に相当する部分 をハナフィー派の通説に沿って条文形式にまと めたものであり、公式の法典ではなかったが、 身分法に関する彼の同趣旨の著作 (一般に「カ ドリー・パシャ法典 | の名で知られる) と並ぶイ スラーム法の手引書として現代まで普及し、判 例においてもイスラーム法の適用が問題となる 場合にきまって援用される作品のひとつである。 同書によれば、物の処分権および「用益する権 利」は, (双方を備えた) ラカバおよびマンファ アの所有権, ラカバを除くマンファアの所有権, および物に関する権利(地役権等)の3つに分 かれる (第4条)。つまり「用益する権利」は 後2者の総称であり、種々の使用権・収益権を 含む。このことは、「許される用益 (al-intifā al -jā'iz)とは、用益者が物それ自体('ayn, ここで はラカバと同義)を所有してはいないが、その 現状を維持する限りでこれを使用・収益する権 利を指す」(第13条)との規定からも理解でき る。この権利または「マンファアの所有権」を 取得する原因は有償でも無償でもありえ(第15 条),有償なら賃貸借(第29条等),無償ならワ クフ (第17条等), 遺贈 (第18条等), 使用貸借 (第22条等)となる。そしてこれらの原因に基 づくマンファアの所有者が目的物の収益をも取 得する権利を有するのか,特定の家での居住と いった権利に限定されるのか、または双方の権 利を有するのかは契約の条件に従う(第17条参 照)。つまりマンファアの所有権は基本的に契 約上の権利として存在し、その内容も一義的で

はないのである。

以上から、旧民法にいう「用益する権利」は、現行民法とは異なり、用益物権という近代的な意味の限定をもたず、むしろ物自体(ラカバ)の所有に対するマンファアに関する権利というイスラーム法的な理解に従っていると思われる。しかしこのことは、たんに近代的法の導入にともなう概念の混乱の可能性だけでは必ずしも説明できないと思われる。なぜなら、旧民法の制定前夜においては、土地所有権をめぐる国家の政策のなかで、このラカバとマンファアの区別がまさに問題となっていたからである。

3. 19世紀の土地・税政策とイスラーム的土 地所有

19世紀におけるエジプトの土地・税制度の変 化は, 国家による資本・産業独占に基づく強力 な近代化を推進したムハンマド・アリーが、そ の布石として総督就任後まもなく断行した徴税 請負制の廃止に始まる。徴税請負 (iltizām) 制 とは、10世紀以降各地で進展したいわゆる軍事 イクター制 (軍人にその給与に代え,土地の徴税 権iqtaを与える仕組み。土地の用益権の移転とい う意味で「用益のイクター」とも呼ばれる^(注13)) に代わり、オスマン朝下17世紀以降に主流とな った土地・税制度であり、土地税納入の代行を 条件に徴税権を購入した者が数年単位で(後に は永代的に)土地を保有し、収奪する仕組みを 指す。土地保有の条件に軍事奉仕が含まれない 点はイクター制と異なるが、徴税請負人は土地 税と実際の収奪分との差額を得る権利のほか. 領内の軍備や農民の徴用等の封建領主的権利を 有した。当初その担い手は軍人が多数を占めた が、近代までには官僚やウラマー(宗教諸学を 司る知識人層),地元有力者の比率も高まった

[Baer 1962, 1-2]。ムハンマド・アリーはこ の制度の廃止によって、 徴税請負人に保有地の 国家への「返還 | を命じ、エジプト初の検地(1813) ~14年)を実施した。その結果,土地台帳に登 録され、ハラージュ (kharāj, 土地税) 納入を 条件として農民に分与されたハラージュ地と, 多くは荒蕪地たる未登録地が区別された。後者 は開墾促進を主目的として、後にはもっぱらム ハンマド・アリーの一族や高官等に免税特権の 下に分与され、やがて私有地化した。ただしこ の免税特権は1854年に廃止され、類似の私有地 と共に、10分の1税('ushr) を課されるウシュ ル地となる [Baer 1962, 18-19]。これに対しハ ラージュ地は国有地とされ、保有者は「用益す る権利」のみを有するとされた[加藤 1993, 7-8]。

以上のような農地国有化は政策として新しい ものではなく、過去の王朝によっても繰り返さ れてきた。その起源は8世紀に遡る。元来、イ スラーム法は、税金としてはムスリムの宗教的 義務たるザカート (zakāt, 家畜・農産物・現金 に一定比率で課せられる社会扶助税) のみを規定 していた。だが、7世紀にアラブ・ムスリムが 広大な穀倉地帯を含むエジプトやシリア、イラ ク等を征服する過程でハラージュが導入され、 イスラーム法上の税とされるようになった。以 来、ハラージュ収入の確保が国家の関心事とな ったが、当初その納税者は非アラブ系の農民で あった。これに対し、8世紀初め、アラブ人土 地所有者からもハラージュを徴収する目的で税 制改革が試みられ、これを契機に土地のラカバ とマンファアを区別する理論が導入された。そ れによると, 征服地のうち特に武力で征服され たとされる地域は国有地 (国家にラカバが属す

る土地)とされ、ゆえにその保有者はアラブ・非アラブを問わず、一律にマンファアのみの所有者であり、用益地代としてハラージュの納入義務を負うとされる[堀井2004,28-29,34-35]。以降の国家の土地・税政策は、基本的にはこの理論に従い、土地のラカバが最終的には国家に属するという前提で展開された。

以上は一般的に、イスラーム法における土地 保有システムとして理解されている。ただし, 上記8世紀の国有地理論は,嘱託を受けた当時 の一部の法学者による政策提言に基づくもので あり,必ずしもイスラーム法上の理論として一 般化できない点は注意せねばならない。むしろ イスラーム法の確立した学説のなかでは、この 理論は明示的に否定されるか、または少なくと も私法的法律関係とは別次元の問題として無視 された。ヨハンセンがこの点に関する先行研究 批判のなかで指摘しているように [Johansen] 1988. 8-97, 特にオスマン朝の公式法学派とし てエジプトでは近現代立法にまで支配的影響を 及ぼしたハナフィー派は, 初期の学説において も、ハラージュ地が納税義務者の私有地である、 つまりハラージュは用益の対価ではなく, 所有 の対価であると明言している(同様の指摘として、 佐藤 1999, 18, 愛宕 2003, 40参照。またこれら をふまえた江川 2006, 46-47は、オスマン朝期の ハラージュ地がハナフィー派の解釈に従い、土地 分類上も私有地であったことを確認している)。も っともヨハンセンは、この学説にいうハラージ ユ納税者=土地所有者としての農民の地位が、 イクター制から徴税請負制に至る封建的土地保 有システムの展開を通じて低下してゆくにとも ない、ハラージュと地代の法的区別が曖昧にな ったという解釈上の変化に着目しているが

[Johansen 1988, 80-81, 84-85, 99-101;清水 2005, 96], そのことは彼自身が同じく指摘す るように、ハラージュが所有の対価であるとい うハナフィー派の学説自体の変化を意味しない。 事実, この学説はムハンマド・アリーと同時代 の法学者によっても維持されている。すなわち シリアで活動したイブン・アービディーン (1842年没) によれば、同派の学説においては、 シリアおよびエジプトが武力で征服され、住民 がハラージュの支払を条件として所有する土地 である。ゆえに売却を含む土地の処分や相続が 認められ、ただ相続人が尽きれば、(こうした 場合に国家を最終位の相続人と定めるイスラーム 法に基づき) 土地は公庫に移転する「Ibn Abidīn 1412/1992, Ⅳ, 177-178]。この種の土地およ び、武力で征服されたが、ハラージュの対象と されなかった, つまり住民の所有権が剝奪され た土地が、王領 ('ard al-mamlaka) ないしハウ ズ地 ('arādī al-ḥawz) と呼ばれる国有地である。 国家はこれを耕作目的で占有移転できるが、そ の方法はつぎの2つである。

(1) ハラージュ納入を条件とする賃貸。この場合のハラージュに関する限りは所有の対価でなく,賃料(用益の対価)である。しかるにイブン・アービディーンは,「現在,エジプトの土地からは賃料が徴収され,私有耕地ではない」というエジプトのハナフィー派法学者イブン・アル=フマーム(861/1456年没)の説が一般論ではなく,特にこの方式による賃借地を指したものとする [Ibn (Ābidīn 1412/1992, IV, 179]。なぜなら,シリアについては,ワクフ地や明らかな国有地を除き,土地の耕作者に所有権がないという事実は知られておらず,むしろ耕作者の間で何代にもわたり相続・売買されているか

らである。また、エジプトについては、彼は、ハラージュ地に隣接する土地が売却されたとき、ハラージュ地の保有者は隣接所有者の資格で売却地を取得できるとした、ハナフィー派のハイルッディーン・アッ=ラムリー(1081/1671年没)のファトワー(fatwā,法学者が法律相談に応じて与える私的な法学意見)を援用している[Ibn 'Ābidīn 1412/1992, Ⅳ, 180]。

(2) ハラージュ (徴収権) の付与にともなう 土地の引渡。そのひとつたるイクター制につい ては、イブン・アービディーンは、これが「国 家が土地のラカバを保有しつつ、ハラージュの 所有権のみを移転すること」であるとの法学者 の通説に対して、国家は公の利益に照らした裁 量的判断に基づき、国有地も金品の下賜に準じ る所有権移転の態様で払い下げることもできる ので、イクター保有者にラカバを属せしめるこ とも許されると説く [Ibn 'Ābidīn 1412/1992, Ⅳ, 193-194]。同じく(2)に含まれる徴税請負 制は、彼によれば「我々の時代の現状」である が, やはり上記ラムリーの見解として, 法的に 「有効ではない | とされる [Ibn 'Ābidīn 1412/1992, Ⅳ, 195]。以上の議論を集約した規定は, 前述 のカドリー・パシャによる『ムルシド・アル= ハイラーン』 (Muhammad Oadrī 1424/2003) に もみられる (第6~7条)(注14)。いずれにせよ、 イブン・アービディーンがこの議論を通じても っとも強調したかったのは、おそらくつぎのこ とであろう。すなわち、現に土地を占有する者 の占有の原因が明らかでない場合, ハナフィー 派の学説によれば征服時にハラージュ納入を条 件として私有を認められたとされるエジプトや シリアの土地については、法の一般原則にした がい、それまで代々の占有者が何人にも妨げら

れることなく占有を継続し、所有者として振舞ってきたという事実そのものによって、現在の占有者が所有者であると推定され、ゆえに国家は反証なくして不当に占有を奪うことはできない [Ibn 'Ābidīn 1412/1992, IV, 180-182]。同 じ主張は、ハナフィー派と異なり、エジプトやシリアが私有地ではなく、むしろ征服によってムスリム全般ないし公庫に寄進された無主物(ワクフ)となるとする、シャーフィイー派の学説にもみられる [Ibn 'Ābidīn 1412/1992, IV, 181]。

以上の議論に照らせば、歴史的にハラージュ 地の保有者――国有地理論によれば土地の用益 権者――が土地の大幅な処分権を有していたこ とは不思議ではない。それは特にハラージュ地 に認められた「用益権」(ḥaqq al-intifā()が「近 代法でいう用益権よりも広い権利内容を持って いた」[加藤 1993, 18] (上述のように, むしろイ スラーム法にいう「用益する権利」自体が近代的 な用益物権より広い)からであるというより, 保有者が単に慣行のうえだけではなく、少なく ともエジプトに関する限り, 法伝統的に「所有 者」であると承認されてきたからであろう。上 述のムハンマド・アリーの政策は、これに反し て保有者が実は「用益する権利」を有するにす ぎないと規定したが、その後この「用益する権 利」は再び「所有権」へと昇格させられること になり、そのための一連の国家の施策は土地の 私的所有権確立の過程として認識されることに なった。そのひとつの例証は、これより30年近 く後の、しかも法律家においてすら、19世紀に おけるエジプトの土地の大部分はラカバが国家 に帰属する国有地であったという言説が、何ら の疑問もなく繰り返されていたことである [Salīb Sāmī 1928, 648] (注15)。そうした意味で 私的所有権が「ひとつのフィクション [加藤 1993, iii] となったという表現は,近代において忘れられた,ないしは無視された,イスラーム法における土地の私的所有権の是認を前提としていっそう妥当するのではなかろうか。

ハラージュ地の所有権は、列強の圧力の下で ムハンマド・アリーによる国家独占的経済体制 が崩壊し、国際市場への門戸開放を余儀なくさ れる1840年代以降、従来ハラージュ地について 行われてきた保有者による処分や相続を「許可」 する一連の立法により拡大された。まず,近代 エジプトで最初の土地法という意味でそう呼ば れる第1土地法(1846年)は、一定の方式によ ることを条件として, ハラージュ地の売買・賃 貸借・用益権質 (ghārūqa) 設定等の処分を認 めた。他方, ハラージュ地の農民は事実上永代 的な「用益する権利」を有していたが [Baer 1962, 6, 8-9], 第2土地法 (1854年) は男子相 続人については無条件に, 女子相続人について は一定の条件の下に、ハラージュ地の相続を明 示的に認めた。これらの規定は, 自由主義的経 済体制の下で近代化を再開したサイード (在位 1854~63年)が発した第3土地法(1858年)に より補足・修正された 「加藤 1993, 19-21; Baer 1962, 7-10]。この通称サイード法は同時に, 農民による土地処分や相続の許認可につき、こ れまでの立法において追認されてきた, 村落共 同体の長 (shaykh al-balad) による手続への介 入を排し、国家の直接管理に服せしめた [Baer 1962, 8]。その結果,同法で「アサリーヤ権」 (ḥaqq al-athariyya, アサル [athar] すなわちオ スマン朝期以降の用法にいうハラージュ地たる農 民保有地に関する権利の意。加藤 1993, 44(28)参 照)と呼ばれるハラージュ地保有権は, ワクフ

設定を除くほとんどすべての処分権と相続権を備え、あとは「ラカバという、いわば抽象的な所有権を付与しさえすれば、そのまま近代法の概念としての土地私有権、すなわちミルキーヤ権に移行しうるものであった」[加藤 1993, 20]。そのプロセスは、ハラージュ地の保有者については6年分の税の前納(muqābala)によって土地の完全処分権を取得するとしたムカーバラ法(1871年)に始まり、国有地が以後は完全土地処分権をともなうハラージュ地として売却されることを定めた国有地売却法(1880年)によって一通り完成する。ただし、ムカーバラの有無にかかわらず、すべてのハラージュ地の私的所有権が最終的に確認されたのは、1896年9月3日の勅令による[加藤 1993, 23; Baer 1962, 12]。

要約すると,近代におけるハラージュ地保有 権は、ワクフ設定以外は土地のラカバに関する 処分まで認められるという点を除けば、要は土 地に関するラカバを除く一切の権利を漠然と指 し、それが個々のケースに応じて限定されると いう、古典イスラーム法的な「用益する権利」 の謂であった。上記の過程(1875年)で発布さ れた, エジプト最初の近代民法である混合裁判 所民法は,この時点での当該権利に関する公式 見解を忠実に反映している。まず、大前提とし て,ハラージュ地とは、「国家に属するが、法 が定める条件ならびに場合に応じて, 国家がそ の用益を個人に譲渡したもの」と定義される(第 21条)(注16)。だがこのように「国家によってハ ラージュ地に設定された」とされる場合の「用 益する権利」は、「永代的でありうる」(第35 条)(注17)。そしてこの場合,「用益する権利」は, 「その全部ないし一部の譲渡、または質権の設 定をなしうる」(第36条)とされる(注18)。

この意味での「用益する権利」は、ハラージ ユ地への完全所有権付与から4年半後に発布さ れた混合裁判所先買権法と、これを模した国民 裁判所先買権法に投影されたのではないだろう か。すなわち両法で念頭に置かれていたのは、 個人が自己の土地上に設定した近代的意味での 用益物権の保有者ではなく、国家によって設定 されたと観念される「用益する権利」の保有者 であり、 先買権は国家がラカバを売却した場合、 この者が優先的にこれを取得し, もって完全な る私的所有権という実現する手段のひとつとし て――かかる考慮がどの程度現実性を帯びてい たかは別として――導入されたのではなかろう か。それは何より、上記イブン・アービディー ンの議論も示しているように, 先買権は前近代 においても土地所有権の証左とされる制度のひ とつであったが、とりわけ土地国有を理論的前 提として私的所有権の「確立」が標榜された近 代においては、所有権の取得原因のひとつであ ること自体によって存在意義を認められたのか もしれない。この推察はまだ多くの裏づけを要 するが、ただ上述のように用益物権に基づく先 買権の適用例がないことに照らしても、この種 の先買権規定がそもそも実益を欠いていた可能 性がある。もっとも、この規定がそれにもかか わらず現行民法に継承された原因については, 別の機会に考察を譲らねばならない。

Ⅲ 永代賃貸借および家族ワクフの制限

1. 慈善/家族ワクフの区別の意義

用益物権と較べて,現行民法第936条D項(条 文については注9参照)によって導入された, 永代賃借権を原因ないし目的とする先買権にい う「所有権の統合」の意図はより明瞭である。 すなわちこの種の先買権に基づく「所有権の再 統合」によって目指されたのは、現行民法制定 とほぼ同時期に進行していた、家族ワクフの制 限・撤廃計画の実現であり、ひいてはワクフと 結びついた永代賃貸借制度の可及的解消であっ たとほぼ断定できよう。

ワクフ (wagf) とはいわゆる 「寄進 | である が、本来イスラーム法上で認められていたのは 「慈善ワクフ」(waqf khayrī), すなわち個人が 財産(主として不動産)にワクフを設定する旨 の意思表示により所有権を放棄し, 自己または 他人をその管財人として, 自ら定めた定款に従 い、これを賃借等により運用し、収益を一定の 慈善・公共目的に充てる形態であった。慈善ワ クフは、イスラーム史を通じて各地のインフラ 整備を支えた。これに対し、「家族ワクフ」(waqf ahli) とは、設定者が典型的には自己の後裔(し ばしば設定者自身も含む)を子々孫々にわたり 恒久的にワクフ収益の受益者に指定する慣行に 由来し, 比較的初期の学説においてすでに容認 された。また、ワクフの普及にともない、元来 はワクフ物件の消耗を防ぐために1~2年に制 限されていた賃借期間は慣行上遵守されなくな り、ワクフ物件に関する長期のまたは永代的な 賃貸借形態が登場したが、こうした慣習的永代 賃貸借の一部がやがて学説上も容認されるよう になった [堀井 2004, 167-172]。

いずれにせよ,前近代からワクフ物件の大半を占めたのは家族ワクフであった。その理由は,個人がこの形態で自己の土地を譲渡・相続不能な無主の寄進財という扱いにすることにより,イスラーム相続法の適用を排除し,家産の分割・流出を防ぐと同時に,差押や,国家による没

収を免れることができるからであった。すなわち上記イクター制や徴税請負制は,国家にとっては土地自体の分与ではなく用益の許可であり,必要に応じて返還請求や没収が可能であるとの前提であったが,受給者にとってかかる国家の措置に対抗しうる最良の手段が家族ワクフであった。エジプトでは,特に徴税請負人に支給された土地を対象として家族ワクフが拡大した[加藤 1993,31]。そして様々な土地範疇につき広く私的所有権を認めるハナフィー派の学説においては,この種のワクフ設定も所有者による処分として正当化された。こうして近代以降,国家は家族ワクフの制限に専心することになる。

ただし、注意すべきは、家族ワクフと慈善ワ クフが性質上それほど明確に区別できないこと である。両者の区別の法的な基準は、設定者の 親族が最初から受益者に指定されているか否か である [Aḥmad Maḥmūd Fu'ād 1952, 14-15]。 だが、その意味で家族ワクフであっても、同時 に慈善受益者を指定する等の中間的形態が存在 し, またエジプトの王族を含む上流階級の生活 費は往々にして慈善ワクフにより賄われていた。 さらにワクフ制度全体として, エジプト農業の 桎梏となった大土地保有と富の集中, その結果 としての地価・地代の高騰等の直接・間接の原 因となり、国家の計画的インフラ整備にもそぐ わなくなった。しかし、ワクフの多義的性格と それに絡む複雑な利権は、国家また社会にとっ て制度全体の見直しを迫るより, むしろ慈善ワ クフと家族ワクフという区別を設け, もっぱら 後者を諸悪の根源として規制する契機となった [Baer 1969, 80-83;加藤 1993, 211 注29]。

ムハンマド・アリーは,前節で触れた国有地 化政策の一環として,法的不備を理由とするワ

クフ地の没収に努め、また一時はワクフ設定を 禁じた [加藤 1993, 132; Baer 1962, 142]。し かし、その間も続いた新たなワクフの創設は20 世紀に入って加速し、1900年には30万ファッダ ーン (1ファッダーン [faddān] =約1エーカー) であったワクフ地は、1927年までに61万1207フ ァッダーンに達した [Baer 1969, 79; Aziz Khānki 1927, 942]。こうした状況を受け、1920 ~30年代のエジプト政界では、ワクフに関する 法改正や家族ワクフの廃止を求めるワクフ改革 運動が展開された [Baer 1969, 84-85; 加藤 1933, 133-134]。家族ワクフ廃止論に対しては, 1920 年代までは一般にかなりの宗教的反発がみられ たが(注19), 政界においては有力な支持者を集め [Muṣṭafā Ṣibrī 1927, 751r, 752r, 7531-754r], その趣旨の立法は完全独立(1936年)と相前後 して実現化へと向かう [Baer 1969, 86-87]。こ うして, 家族ワクフの法的制約は現行民法典の 編纂と軌を一にして開始した 「堀井 2006. 59-60]。もっとも、その最初の成果である1946年 法律第48号は、慈善ワクフが永続的でありうる のに対し、家族ワクフ設定については60年以下 の年限または受益者が2世代を超えない範囲で のみ有効とするに留まった (第5条)。家族ワ クフの廃止を実現したのは, 共和革命と同年の 1952年法律第180号であり、純粋な慈善ワクフ 以外の設定禁止、既存の家族ワクフの終了、設 定者または受益者によるその所有権取得(第1 ~3条) 等が規定された [Ahmad Mahmūd Fu'ād 1952, 13, 26, 35]。その目的は、革命政府の 数々の改革立法、特に農地の再配分を目指して 私有限度を制限した農地改正法 (lā)iḥat al-iṣlāḥ al-zirā(i) をワクフ物件たる広範な農地にも及ぼ すことであった [Aḥmad Maḥmūd Fu'ād 1952, 17

-18]

2. 永代賃貸借の制限

特別法による家族ワクフの制限・撤廃に対し, 現行民法は付随的に永代賃貸借を規制している。 すなわち永代賃貸借の設定はワクフ地のみに限 定され (第1012条第1項), その期間は60年を上 限とするが (第999条), 期間満了前であっても, ワクフが終了すればこれにともなって終了する とされる (第1008条第3項) [al-Qānūn al-Madanī 2005, 229-231]。第Ⅲ節第1項で述べたように, 永代賃貸借は慣習に由来し、いくつかの形態が あるが、エジプト民法にいうそれはヒクル (hikr) と呼ばれる。実務上の定義によると、 ヒクルとは土地の永代賃借人 (muḥtakir) が一 定の賃料と引き換えに、建築や植栽(この場合、 建物や作物は永代賃借人の所有物となる)を含む あらゆる目的で土地を使用・収益しうる「物権」 (ḥaqq ʿaynī) を取得する契約とされる。永代 賃借人にかかる「物権」を与える趣旨は、目的 たる土地がほとんどの場合, 荒廃して収益が上 がらなくなったワクフ地であり、その用意ある 借主がまず自己の費用を投じて土地を収益可能 な状態に復することが前提となっているため, 以後長期的に先行投資を回収して余りある収益 を確保させるためである「Ahmad Mahmūd Fuʾād 1952, 79]。上記定義は、ヒクルの法源である イスラーム法の諸規定の近代的表現である。す なわち,近代法上は通常の賃借権は債権(haqq shakhsī) にすぎないが、上述のようにかかる区 別をもたないイスラーム法においても, 永代賃 借人は特に建物を建てることによって地上権を 取得するとの説や、またそれによって本来の永 代賃借人の死後も権利が代々の相続人に承継さ れるといった説において, 永代賃借権がいわば

物権化した賃借権であるとの認識がみられた [Ibn 'Ābidīn 1412/1992, VI, 217-219; al-Ḥaṭṭāb 1416/1995, VI, 380-381; Mursī 1938, 13-14, 19]。法の近代化とともに,イスラーム法上の様々な権利につき債権または物権のいずれに分類するかがしばしば大いに問題となったが(先買権もその例外ではなかった。現行民法の立場については注4参照。詳細はal-Sanhūrī 2004, IX, 430-431),永代賃借権については物権という理解に馴染みやすい面があったといえよう。

永代賃貸借を禁止または制限すべきであると の主張は, 前近代におけるイスラーム法の学説 のなかにもみられたが、その主たる根拠はこの 制度がワクフにもたらす弊害であった。すなわ ち本来、永代賃借人は土地の使用収益権、自ら が建てた建物や植えた作物の処分権、さらに永 代賃借権自体の処分権は有するものの, 土地そ のものに関しては譲渡やワクフ設定といった, 所有者のみがなしうる処分を行うことはできな い。しかし現実には、賃借人とその子々孫々が ワクフを占拠し続けるあいだ, ワクフの私物化 や長期の用益による物件の消耗のほか、賃料が 往々にしてあまりに廉額なためろくに回収もさ れず、ゆえに受益者への収益配当が滞るといっ た弊害が挙げられていた [Ibn Qayyim 1374/1955, III, 303-304]_o

だが、家族ワクフの規制と軌を一にして制定された現行民法がワクフ保護の観点から永代賃貸借を規制したとは考えられない。むしろ、準備草案の解説的メモランダムによれば、永代賃借権は、そもそも「存続が望まれない権利」 [Wizārat al-'Adl n.d., VI, 364; al-Sanhūrī 2004, IX, 526] とされた。それは、永代賃借権がたんにワクフ制度との関わりゆえに消滅すべきで

あるというにとどまらず、前節で述べた過程を経てすでに定着した、土地の近代的所有権の概念とは相容れない権利であるという趣旨であろう。すなわち立法者は、永代賃借権を所有権の重大な制約、というよりむしろ本来の所有権を妨げるもうひとつの所有権とみなし、これを厳しく制限したとされるのである[Aḥmad Maḥmūd Fuʾād 1952, 80]。

現行民法における, 永代賃借権を原因また目 的とする先買権もまた,永代賃借権の売却時に は虚有権者にこれを取得させ、虚有権の売却時 には永代賃借人にこれを取得させることによる, 永代賃借権の終了を目的とする。ただし,この 規定は、用益物権を原因・目的とする先買権に 関する規定と同様に、実際にはほとんど適用さ れないものとなった。というのも、歴史的にも ほとんどがワクフ地を対象としていた永代賃貸 借は, 前述のようにワクフ地に限定されたが, ワクフ地は無主物であるため、管財人により永 代賃貸借に付されたとしても,少なくとも「虚 有権者」による永代賃借権の取得はありえず, 逆に永代賃借人による「虚有権」の取得は、ワ クフの売却が例外的に有効とされる買替 (istibdāl, 消耗して収益が上がらなくなったワク フ物件を売却して新たな物件を購入し、ワクフを 維持すること)のケースに限られる。さらに1952 年法以後、ワクフの大半を占める家族ワクフの 新たな創設が禁じられたために永代賃貸借の設 定も減り, また既存の永代賃貸借の多くが家族 ワクフに付随して終了したからである [al-Sanhūrī 2004, 以, 542-543;堀井 2006, 59-60]。

結 論

以上、エジプトにおける先買権立法、特に用 益(物)権および永代賃借権を原因・目的とす る先買権の導入と、土地所有権をめぐる問題と の関係を考察してきた。この2種類の先買権は, 古典イスラーム法に由来せず、いずれも導入時 点における「所有権の再統合」ないし完全所有 権の回復という政策目標を実現する手段として 創出されたものであった。すなわち用益(物) 権を原因・目的とする先買権は、前近代的な土 地制度の解消のため、19世紀初頭の国家が依拠 した、土地の国有という擬制がさらに解消され るプロセスのなかで、国家がそれまでは「用益 する権利」と呼んだものを近代的所有権といい 換える装置のひとつとされた。そこで先買権の 原因また目的とされた「用益する権利」とは、19 世紀末までの公式見解における多くの個人の権 利であり、個人がさらに国家に属するとされる 名目的所有権を併合し, 名実ともに所有者のタ イトルを取得することが、この規定の文脈にお ける「所有権の再統合」であった。ゆえにかか る擬制が解消された時点で, 先買権の意味も失 われたのであった。そのような先買権の規定は, 立法者の失敗というより、法制定の過程ではい まだ完全に払拭されていなかった、土地の国有 を前提とする私的所有権の「確立」というイデ オロギーが多分に法に反映したためであると考 えられる。

他方,永代賃借権を原因・目的とする先買権 においては,近代的所有権「確立」により,所 有者のみがなしうる処分という意味で所有権の メルクマールだが,結果的に土地を近代的土地 所有システムの枠外に置くワクフと,この制度 と関係し,同じく近代的所有権の桎梏とみなされるに至った永代賃借権の制限・撤廃が意図された。つまりここでの「所有権の再統合」とは,ワクフや永代賃借権といった「前近代的」制約からの私的所有権の解放である。ただしこの意図は,先買権の規定によってはやはり達せられることはなかった。

以上,「所有権の再統合」という先買権の新 たな制度趣旨に基づく主要な変化である2種類 の先買権について概観した。これに対し、部分 的に「所有権の再統合」と関わる隣接所有者の 先買権の変化については、

時代的にはちょうど 本稿の主たる対象時期の中間にあたる。1900~ 30年代のエジプトの社会・経済的問題,特に大 土地所有と, さらにはその解消を主要な政策目 標に掲げた共和革命初期の土地政策との関連を 抜きには論じられない。この点についてはより 調査を深め、稿を改めて論じることにしたい。 ただ、この文脈においても、先買権に関する立 法の変化は, 私的所有権「確立」のいわば負の 遺産である大土地所有の制限や農地改革にまつ わる政策の影響を受けていた点を指摘するにと どめたい。

(注1) かかるイスラーム法の歴史的・規範的特徴については、堀井(2004)参照。

(注2)この理由から、エジプトにおいては、身分法領域における制定法の導入は、それ以外の法領域より大幅に遅れて1920年以降であり、またそのために民法典から切り離された独立の立法となった。この特徴は、他の多くのアラブ諸国の法にあてはまる。

(注3) この拙稿は、主として古典イスラーム法 における先買権に関する学説の分析に基づき、現行 民法を含むエジプトの先買権に関する近現代立法に みられる規定の変化が古典的学説そのものの変化や 発展には由来しない、つまり古典法イスラーム法と は連続性をもたないことを明らかにしたものである。 それに対して、エジプト近現代の先買権立法がこの ような変化を被らなければならなかった理由を(部 分的にではあるが)明らかにしようというのが本稿 の目的である。

(注4) 現行エジプト民法によれば、先買権はそ れ自体がひとつの権利であるというより,一定の条 件の下で権利 (所有権) を取得しうる特殊な法的資 格という意味での「権原」(rukhsa) として定義され る (第935条)。かかる資格を得た者(先買権者)は、 売主または買主から目的たる物件の特定や代金等の 契約の条件の詳細を含む売買の通告を得たうえで, その日付から15日以内に、売主・買主双方に対し、 裁判所が作成する公署証書により、先買権を行使す る意思を通知する必要がある(第940条。通知の形式 的条件について第941条および第942条第1項参照)。 先買権者はその通知の日付から30日以内に、管轄裁 判所において代金および付随費用を供託(第942条第 2項) するとともに、売主・買主双方に対して先買 権の訴えを提起し,かつその訴えの同裁判所事件登 録簿への登記が完了しなければならない。こうして 係属した先買権訴訟は、迅速処理事件とされる(第 943条)。

(注5) アラビア語の条文については、Mursī (1938, 593) 参照。フランス語の条文については、Codes Égyptiens (n.d., 35) 参照。

(注6) この通則は後述の先買権法にもあてはまる。例えばal-Muḥāmāt 1/9, 1921, No.98判例参昭。

(注7) 付言すれば、旧民法は同条のように不明瞭な規定や、不正確なアラビア語訳のため実務上の混乱を招き、このことはエジプト完全独立にともなう民法全面改訂の大きな要因となった [Wizarat al-'Adl n.d., I, 27-28, 5, 13-14]。

(注8) 先買権法第1条「先買権は,以下の者に発生する。A. 売却不動産上に合有的持分を有する共有者。B. 以下の場合における隣接不動産の所有者。(1)目的不動産が建物または建築用地であるとき。所在地が都市か村落部かを問わない。(2)目的たる土地

のための地役権が隣接所有者の土地を承役地とするか,または隣接所有者の土地のための地役権が目的たる土地を承役地とするとき。(3)隣接所有者の土地が目的たる土地と2つの境界で隣接し,かつ目的たる土地の価額の少なくとも半額に相当するとき」。

第2条「目的不動産の全部または一部を目的とする用益物権の保有者は共有者とみなされ、虚有権者が先買いを請求しないときには先買いを請求することができる」。

第7条「先買権者が複数存在するとき,以下の者が順に先買権を有する。(1)虚有権者。(2)合有的持分を有する共有者。(3)用益物権者。(4)隣接所有者。虚有権者のみ,または共有者のみ,または用益物権者のみが複数存在するときには,各人は自己の持分に比例して先買権を有する。隣接所有者のみが複数存在するときには,先買権によって自己の所有地に還元される利益がもっとも大きい者が優先する」
[Mursī 1938, 595-596; al-Sanhūrī 2004, IX, 524, n.2]。

(注9) 現行民法第936条「先買権は、以下の場合 に発生する。A. 不動産に設定された用益物権の全部 または一部が売却された場合の不動産の虚有権者。B. 合有不動産の一部が第三者に売却された場合の合有 的共有者。C. 用益物権が設定された不動産の虚有権 が全部または一部売却された場合の用益権者。D. 永 代賃借権が売却された場合の賃借不動産の虚有権者 および賃借不動産の虚有権が売却された場合の永代 賃借人。E. 以下の場合における隣接不動産の所有者。 (1)目的不動産が建物または建築用地であるとき。所 在地が都市か村落部かは問わない。(2)目的たる土地 のための地役権が隣接所有者の土地を承役地とする か, または隣接所有者の土地のための地役権が目的 たる土地を承役地とするとき。(3)隣接所有者の土地 が目的たる土地と2つの境界で隣接し、かつ目的た る土地の価額の少なくとも半額に相当するとき」[al -Qānūn al-Madanī 2005, 215-216; Sanhūrī 2004, IX, 523-524]。

(注10) 現行民法典第2次編纂委員会1937年5月 14日議事録より。

(注11) 判例資料は、ここで引用した国民裁判所 弁護士組合編『弁護士ジャーナル』(1920年創刊)の ほか,破毀院判例集 [Maḥmūd Aḥmad Umar 1931-36, a-f] を参照した。

(注12) カドリー・パシャは、近代教育の拠点であった外国語学校を卒業後、財務省通訳官を皮切りに、外務省通訳局局長、混合裁判所陪審判事等を歴任、ヘディーブ・タウフィーク(在位1879~92)の治世下で2度司法大臣を勤め、混合・国民裁判所創設および両裁判所諸法制定の準備作業としてエジプト政府が企画した、フランス諸法の翻訳(1866~67年刊行)にも携わった[詳しくはal-Muḥāmāt 1927、7/6、626-650]。

(注13) イクター制の成立・展開に関する詳細は佐藤(1986)参照。なお、清水(1997,3)は、この種のイクターが、「ムクター(muqiā、イクター保有者)自身が土地を耕作するわけではない」(つまり農民を使役する)ためにムクターは用益権者とはいえず、ゆえにイクターは徴税権の授与ではあっても用益権の授与ではないとの議論を展開しているが、「土地そのものの直接支配と使用」という用益権の要素はかかる事実ではなく権利の問題であり、およそ権利であれば権利者が自らこれを行使することも、他人の使役を通じて行使することもできるのであるから、妥当な議論とはいえない。

(注14) 第6条「エジプトのハラージュ地は原則としてその保有者の所有物とする。ただし、うち例えば相続人なき所有者の死亡を原因として公庫が承継取得したものについては、土地のラカバが公庫に属し、元首(イマーム)はハラージュ支払と引き換えに、そのマンファアを耕作者に付与できる」。第7条「公有地(arāḍī amīriyya)については、管理権者が売却の正当事由をもってこれを売却し、買主に土地のラカバの所有権を移転したとき、その売却により福利が実現する場合は常に、土地のラカバ・マンファアとも買主の所有とする」。

(注15) サリーブ・サーミーは、当時国民裁判所 弁護士組合の『弁護士ジャーナル』編集長を務め、 現行民法典編纂にも携わっている [Wizarat al-'Adl n. d., I, 5, n. 2参照]。

(注16) "Les biens haradjis ou tributaries sont ceux qui appartiennet à l'Etat et dont il a cédé, dans les conditions et dans les cas prévues par les règlements,

- l'usufruit aux particuliers" [Wathelet and Brunton 1922 以下同じ].
- (注17) "L'usufruit peut être perpetual quand il est établi par l' Etat sur des terres *haradjis* dans les termes des règlements."
- (注18) "Dans ce cas, il peut être cédé en totalité ou partiellement ou hypothéqué."
- (注19) 家族ワクフの非合法性を最初に糾弾したとされる、シャリーア裁判所弁護士アズィーズ・ハーンキー (Aziz Khanki 1927は統計的数値をもとにワクフ制度の現状を批判) は、ために6カ月の職務停止処分を受けた [Mustafa Sibri 1927, 751r]。

文献リスト

<日本語文献>

- 愛宕あもり 2003. 「ハラージュ地の土地所有権について――アブー・ユースフとハッサーフの場合――」 『関西アラブ・イスラム研究』(3) 33-41.
- 江川ひかり 2006. 「19世紀オスマン帝国における遊牧 民と土地――ヤージュ・ベディルの事例を中心に ――」『西南アジア研究』No.64 35-61.
- 加藤博 1993. 『私的所有権とエジプト社会』創文社. 佐藤次高 1986. 『中世イスラム国家とアラブ社会―― イクター制の研究――』山川出版社.
- ----- 1999. 「イスラーム国家論----成立としくみと 展開----」『岩波講座世界歴史10イスラーム世界の 発展』岩波書店 3-68.
- 清水和裕 1997. 「アッバース朝期法学史料における土 地のラカバと用益権」 『史淵』 第百三十五輯 1-22.
- ----- 2005. 『軍事奴隷・官僚・民衆----アッバース 朝解体期のイラク社会-----』山川出版社.
- 堀井聡江 2004. 『イスラーム法通史』山川出版社.
- ----- 2006. 「エジプト民法典における先買権の立法 目的」『東洋史研究』第65巻第1号 35-60.
- 柳橋博之 1998.『イスラーム財産法の成立と変容』創 文社.

<欧米語文献>

Arabi, Oussama 2001. Studies in Modern Islamic Law and Jurisprudence. Studies in Modern Islamic Law

- and Jurisprudence 21. Hague, London, New York: Kluwer Law International.
- Baer, Gabriel 1962. A History of Landownership in Modern Egypt, 1800–1950. London: Oxford University Press.
- Codes Égyptiens. Tribunaux Indigènes [国民裁判所] n.d. Egypt.
- Hill, Enid 1987. Al-Sanhuri and Islamic Law. Cairo Papers in Social Science 10, Monograph 1. Cairo: The American Univ. Press.
- Johansen, Baber 1988. The Islamic Law of Tax and Rent; the Peasants' Loss of Property Right as Interpreted in the Ḥanafi Legal Literature of the Mamluk and Ottoman Periodes. London, New York, Sydney: Croom Helm.
- Mursī, Muḥammad Kāmil 1938. "Le hekr et le droit preemption." *Majallat al-qānūn wa-al-iqtisād* [法と経済] (8): 12-19.
- Wathelet, J.-A. and Brunton, R.-G. 1922. *Codes Égyptiens et Lois Usuelles en vigueur en Égypt*. Second ed. Bruxelles: Veuve Ferdinand Larcier.

<アラビア語文献>

- Aḥmad Maḥmūd Fuʾād 1952. Sharḥ aḥkām al-waaf al-ahlī baʿda intihāʾhā [家族ワクフ廃止後の関連法規注釈]. Shobra: Maṭbaʿat al-Naṣr.
- al-ʿAynī, Badr al-Dīn Maḥmūd b. Aḥmad b. Mūsā b. Aḥmad b. al-Ḥusayn 1420/2000. al-Bināya sharḥ al-Ḥidāya [マルジーナーニー著『ハナフィー法学への導き』の基礎的注釈]. 13 vols. Beirut: Dār al-Kutub al-ʿIlmiyya.
- Aziz Khānki 1927. "Nizām al-waqf [ワクフ制度]." *al-Muḥāmāt* [弁護士ジャーナル] 7 (9-10) : 942-944.
- al-Ḥaṭṭāb, Abū ʿAbd Allāh Muḥammad b. Muḥammad b. ʿAbd al-Raḥmān al-Maghribi 1416/1995. *Mawāhib al-jalīl li-sharḥ Mukhtaṣar Khalīl* [ハリール著『マーリク派法学提要』完全注釈]. 8vols. Beirut: Dar al-Kutub al-ʿIlmiyya,.
- (al-Hukūma al-Misriyya) Wizārat al-ʿAdl (エジプト

- 政府)[司法省] n.d. al-Qānūn al-madanī: Majmu' at al-a'māl al-takhḍīriyya [エジプト民法典編纂録]. 7 vols. Cairo: Matba'at Dār al-Kutub al-'Arabi.
- Ibn (Ābidīn 1412/1992. Hāshiyat Radd al-mukhtār'alā Durr al-mukhtār sharḥ Tanwīr al-abṣār fī fiqh madhhab al-Imām Abī Ḥanīfa al-Nu'mān [再選ハナフィー派法学: 『ハナフィー派法学照覧』注釈 『精選ハナフィー派法学』対照注解]. 8 vols. Beirut: Dār al-Fikr.
- Ibn Qayyim al-Jawziyya 1374/1955. *I'lām al-muwaqqi'ī*n [良きムフティーへの教示]. 4 vols. Cairo: Maṭbaʿat al-Saʿāda.
- Muḥammad Qadrī 1424/2003. Murshid al-ḥayrān ilā ma'rifat ahwāl al-insān fī al-mu'āmalāt al-shar'iyya 'alā madhhab al-Imām al-a'zam Abī Ḥanīfa al-Nu'mān [ハナフィー派に基づくイスラーム実定法における私法関係の解明]. Cairo: Dār al-Āfāq al-'Arabiyya.
- Maḥmūd Aḥmad ʿUmar 1931-36. Majmūʿat al-qawāʾid al-qānūniyya allatī qarrarathā maḥkamat al-naqḍ wa-al-ibrām fi al-mawādd al-madaniyya [エジプト破毀院が民事法諸規定につき確立した法原則の集成],5 in 12 vols. Cairo: Matbaʿat Dār al-Kutub al-Misriyya.
- Mursī, Muḥammad Kāmil 1932. "Al-Shufaa' wa-marātibhā fī al-sharī'a al-islāmiyya wa-fī al-qawānīn al-ahliyya wa-al-mukhtaliṭa [イスラーム法および混合・国民裁判所法における先買権者の順位]."

 Majallat al-Qānūn wa-al-Iqtiṣād [法と経済誌]
 (2):565-604.
- ----- 1933. "Al-Shufa wa-marātibhā fī al-sharī'a alislāmiyya wa-fī al-qawānīn al-ahliyya wa-almukhtaliṭa [イスラーム法および混合・国民裁判所

- 法における先買権者の順位]." Majallat al-Qānūn wa-al-Iqtiṣād (3) : 5-50, 147-173.
- Muṣṭafā Ṣibrī 1927. "Darūrat ilghā' al-awqāf al-ahliyya [家族ワクフ廃止の必要性]." *al-Muḥāmāt* [弁護士ジャーナル] 7(7):751-754.
- al-Muḥāmāt. Majallat qaḍā iyya [国民裁判所弁護士ジャーナル・法曹雑誌] 1920-1995.
- al-Qānūn al-Madanī Raqm 131 li-Sanat 1948 [1948年 法律第131号エジプト民法] 2005. Cairo: Hai at Qadāyā al-Dawla [国家司法委員会].
- Salīb Sāmī 1928. "al-Tasjīl Ishhār al-taṣarrufāt al-(aqāriyya [登記。不動産の公示]." al-Muḥāmāt [弁護士ジャーナル] 8 (6-7):641-726.
- al-Sanhūrī, ʿAbd al-Razzāq 2004. al-Wasīṭ fī sharḥ al-qānūn al-madanī: Asbāb kasab al-milkiyya maʿ al-huqūq al-ʿayniyya al-aṣliyya al-mutafarriʿa min al-milkiyya(ḥaqq al-intifāʿ wa-ḥaqq al-irtifāq) [エジプト民法詳解:所有権取得原因および所有権より生じる典型的物権 (用益物権・地役権)].10 vols. Alexsandria: Munshaʿāt al-Maʿārif Jalāl Ḥazzī wa-Shurakāhu.

[付記] 本稿は平成17/18年度アジア経済研究所「イランの不動産取引をめぐる法と慣行」研究会の成果であるとともに、継続中の日本学術振興会科学研究費補助金若手研究B「エジプト民法典の比較法的考察およびその社会・経済的インパクトに関する判例研究」(課題番号17730005)に基づく。

(桜美林大学講師,2006年10月31日受付,12月 13日レフェリーの審査を経て掲載決定)